

令和8年度任用 徳島市会計年度任用職員募集案内 【外国青年支援員・フルタイム勤務】

令和7年12月23日

徳島市教育研究所

申込受付期間：令和7年12月24日（水曜）～令和8年1月16日（金曜）【必着】

- 1 申込みは、持参又は郵便で行ってください。
- 2 持参による申込みは、開庁日の8時30分から17時まで受付します。
- 3 受付期間経過後の申込みは、一切受付しませんので十分注意してください。

1 募集内容

業 務 名	外国青年支援員
採用予定人員	1名
職 務 の 内 容	外国語指導助手(ALT)に関する帰国時及び着任時の事務手続・生活立ち上げ支援、その他関連業務等
勤 務 場 所	徳島市役所本館11階 教育研究所
任 用 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合には、令和9年度以降も再度任用することがあります。（任用初年度を含めた3年度を限度とします）
受 験 資 格	次の(1)から(4)までの要件を満たす人（年齢、学歴は問いません） (1) 次の①もしくは②の資格を有する人または③に該当する人 ① 英検（準1級以上）、TOEIC（740点以上）、TOEFL（80点以上）のいずれか ② 中学校または高等学校の英語教員免許状 ③ 現在日本在住で、英語を母国語とし、日本語による会話、文書作成ができる人 (2) 任用期間を通じて職務に従事できる人 (3) 市民に対する窓口業務を遂行する能力があり、かつ、パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）ができる人 (4) 次のいずれにも該当しない人 ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ② 徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

2 試験日時・試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
令和8年1月26日（月曜） 注記：集合時間、面接時間の詳細は、受験票にてお知らせします。	徳島市役所本館11階 1101会議室 （徳島市幸町2丁目5番地）	2月上旬、受験者に 文書で通知します。

※ 試験当日は、周辺道路の混雑防止のため、試験場への車の乗入れは送迎を含め、ご遠慮ください。付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず交通機関等を利用してください。周辺道路・商店等への駐車は固く禁止します。

3 試験の方法及び内容

試験の方法	内容
個別面接	主として人物、識見、英語力、職務適性、対人関係能力についての試験

4 受験にあたっての注意事項

(1) 試験当日持参するもの

受験票と受験資格を有することを証明する書類（資格証等）の原本及びそのコピーを持参してください。

※ 受験資格に定める資格取得見込の場合は、後日提出していただきます。

(2) 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、試験会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。

5 合格から採用まで

(1) 試験の結果、合格者は令和9年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。

(2) 採用は、原則として令和8年4月1日付けで、合格者名簿に登載された者のうち、成績上位の者から順に採用される者を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。

(3) 予算編成その他の状況により、合格者名簿に登載されても採用にならない場合があります。

(4) 業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。

(5) 受験資格に定める資格取得見込で受験し合格した者で、当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。

(6) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

(7) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 受験申込手続

申込書等の入手方法	徳島市ホームページから印刷	徳島市ホームページの「職員採用情報」の「会計年度任用職員」内から所定の様式を印刷してください。 ※ 縮小や拡大をせずにA4判の白紙に両面印刷すること。
	市の機関での入手	徳島市教育研究所（市役所本館11階）
	郵送による請求	封筒の表に「会計年度任用職員（外国青年支援員）申込書請求」と朱書きし、あて先を記入した返信用封筒（140円分の切手を貼った角形2号）を必ず同封の上、徳島市教育研究所へ送付してください。
申込方法	提出書類	申込書 ※ 申込書（両面）の必要事項を記入し（すべて自書）署名してください。申込区分は「外国青年支援員」としてください。 ※ 写真（縦4.5cm×横3.5cm）1枚を申込書の写真欄に貼ってください。
	受付期間	令和7年12月24日（水曜）～令和8年1月16日（金曜）【必着】
	提出先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市教育研究所
	提出方法	(1) 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（外国青年支援員）申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。その際、あて先を記入した返信用封筒（110円分の切手を貼った長形3号）を同封してください。受験票を郵送します。なお、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 (2) 持参の場合は、徳島市役所本館11階 徳島市教育研究所へお越しください。その際、あて先を記入した返信用封筒（110円分の切手を貼った長形3号）も持参してください。受験票を郵送します。 (受付時間：開庁日の8：30から17：00まで)
その他		(1) 受験票は、試験の当日、必ず持参してください。 (2) 提出された書類は、返還できません。 (3) 受験に際して徳島市が収集する個人情報、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

7 勤務条件

勤 務 日	週 5 日（原則、月曜日から金曜日） 週休日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは休み
勤務時間	週 3 8 時間 4 5 分 原則、8：30 から 1 7：0 0 まで（休憩 4 5 分）
給 与	月額 1 8 3, 5 0 0 円～2 0 7, 4 0 0 円 ※ 徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。 ※ 今後の給与改定等の状況によって、支給額が増額することがあります。
諸 手 当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当（6 月・1 2 月）等が支給されます（その他、一定の条件のもと、退職手当の支給があります）。
休 暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 2 0 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤上の災害については、市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服 務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
そ の 他	・ 要普通自動車運転免許（公用車での ALT 宅及び学校等への訪問あり） ・ 給与支給日：毎月 2 0 日 ・ 採用までに関係条例や規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

8 問い合わせ先

徳島市教育委員会 教育研究所

〒 7 7 0 - 8 5 7 1 徳島市幸町 2 丁目 5 番地

TEL 0 8 8 - 6 2 1 - 5 4 3 2（平日 8：30～17：00）